

審議会等の会議結果報告

1. 会議名	令和元年度第1回松阪市人権施策審議会
2. 開催日時	令和元年11月22日(金) 午後1時30分～午後4時
3. 開催場所	松阪市役所 理事者控え室
4. 出席者氏名	【委員】 筒井美幸、青木浩乃、石川通子、上村夏子、川崎佳代子、 酒井由美、世古佳清、前田浩、松村淑子、渡邊和己 【事務局】 環境生活部長(村林) 人権・男女共同参画課長(武田) 人権・男女共同参画課 人権担当主幹(佐波) 人権・男女共同参画課(磯田) 【関係各課】 学校支援課長(尾崎)、高齢者支援課高齢者福祉担当監(藤牧)、 秘書広報参事(浅井)、障がい福祉課長(西嶋)、 こども支援課長(荒木)
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍聴者数	0人
7. 担当	松阪市環境生活部 人権・男女共同参画課 TFL 0598-53-4017 FAX 0598-22-3533 e-mail jinkyo.div@city.matsusaka.mie.jp

議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. 松阪市人権施策行動計画の事業内容見直しについて
3. その他

議事録

別紙のとおり

令和元年度第1回松阪市人権施策審議会議事録

- 【日 時】 令和元年11月22日（金） 午後1時30分～午後4時
- 【場 所】 松阪市役所理事者控室
- 【出席委員】 （10人）筒井美幸、青木浩乃、石川通子、上村夏子、川崎佳代子、
酒井由美、世古佳清、前田浩、松村淑子、渡邊和己
- 【欠席委員】 （5人）皆川治廣、小椋仁、栗田季佳、鈴木清子、高柳伴子
- 【事務局】 環境生活部長（村林）
人権・男女共同参画課長（武田）
人権・男女共同参画課 人権担当主幹（佐波）
人権・男女共同参画課（磯田）
- 【関係各課】 学校支援課長（尾崎）、高齢者支援課高齢者福祉担当監（藤牧）、
秘書広報参事（浅井）、障がい福祉課長（西嶋）、こども支援課長（荒木）

○人権担当主幹より開会の辞

○環境生活部長よりあいさつ

改めまして皆さんこんにちは。環境生活部の村林でございます。今日はちょっと肌寒い日になりましたが、皆さん色々ご予約のある中を、お忙しい中ご出席いただきまして本当にありがとうございます。そして日頃は松阪市の人権施策に関しまして色々ご理解いただきまして、また、ご協力いただいておりますことをあわせて御礼申し上げます。本日は松阪市の人権施策行動計画に基づきます事業に対しまして、それぞれの関係しております部局の職員も同席させていただく中で30年度の進捗管理ということで評価検証等のご審議をいただくことになっております。より良い人権行政を推進していくためにも日頃からそれぞれの分野でご活躍をされております委員の皆様方から、忌憚のないご意見をいただくことは、大変意義深いものであると考えております。今日は長時間になりますが最後までよろしくお願いたします。

○欠席者報告

皆川治廣委員、小椋仁委員、栗田季佳委員、鈴木清子委員、高柳伴子委員

○傍聴者報告

0名。

○議事

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証について
2. 松阪市人権施策行動計画の事業内容見直しについて
3. その他

議事録

【人権担当主幹】

本日の審議につきましては、事項書をお願いいたします。

1. 松阪市人権施策行動計画の評価検証については、あらかじめ事務局で抽出しました12事業の評価検証をお願いいたします。

2. 松阪市人権施策行動計画の事業内容の見直しについては、現行の行動計画の期間が平成27年度から令和元年度までの5年間となっております。そのため、令和2年度から令和6年度までの行動計画を策定する必要があります。見直すにあたりまして、行動計画の元となる基本方針については現行のまま進めてまいりたいと考えておりますので、本日お配りした行動計画(案)は基本方針に基づき、現在の事業名や担当課を見直したものになります。皆様には案を持ち帰っていただき、ご一読いただいた後に、次回12月26日の第2回審議会でご審議していただきたいと思っております。案に対する事前質問票を作成させていただきましたので、12月13日までに人権・男女共同参画課までご提出いただけたらと思っております。次回の審議会でご様の忌憚のない意見を頂戴したいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

3. その他について、委員の皆様における活動や取り組みについて意見交換をお願いしたいと思っております。

それではここからの議事進行につきましては、審議会規則によりまして会長にお任せしたいと思っておりますので、会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

皆さまお久しぶりでございます。お元気そうで良かったと思っております。急に寒くなってきましたけど、体調はいかがでしょう。私は寒がりなのでたくさん着ておりますがお許しくください。それでは規則に基づきまして私の方が議長を務めさせていただきますので議事の進行につきましてご協力の程よろしくお願い申し上げます。議事の一つ目ですが、松阪市人権施策行動計画の評価検証について進めてまいりたいと思っております。最初に人権尊重のまちづくり実現のための施策ということで人権・男女共同参画課さんの方からお願いいたします。

【人権・男女共同参画課長】

失礼します。人権・男女共同参画課の課長を務めさせていただいております武田と申します。よろしくお願い申し上げます。皆様本日はご多用の中ご出席いただきましてありがとうございます。それでは初めに人権尊重のまちづくり実現のための施策ということで男女共同参画行政推進事業についてご説明させていただきます。事業評価シートの17ページをお願いいたします。この事業はあらゆる分野で男女がともに自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指しまして各事業を通しまして意識啓発を図っていくものであります。実施内容としましては、そちらに記載のある男女共同参画松阪フォーラム、さしすせせ

セミナー、連携映画祭の開催、また、情報誌ひまわりの全戸配布を行いました。男女共同参画松阪フォーラムは市民参加により実行委員会を組織しまして企画・運営を委託しております。今回はセクハラ・パワハラの実情を学ぶために講師に住田裕子弁護士をお迎えしまして「セクハラ・パワハラ分かっていますか」と題して講演を行いました。セクハラやパワハラは色々な場所で問題になっております。皆様もご承知のように一昨年・昨年と特にスポーツ界で取りざたされておりました。男女共同参画を進めていく上でも問題となっておりますので、一人ひとりに理解をしていただきまして、ハラスメントがない社会になればという思いから内容は決定しております。今回のフォーラムでは同時に小学生を対象としました「アンガーマネジメントキッズ講座」を行いました。講師は本日委員としてご出席していただいております酒井由美さんをお願いさせていただきました。酒井さんはアンガーマネジメントキッズインストラクターの資格もお持ちでございます。このアンガーマネジメントですけれども、怒りの感情と上手に付き合うための心理トレーニングとなっております。怒らないようにしたり、怒りを我慢したりすることではございません。心と頭の柔らかいうちから怒りの感情と上手に付き合うことや自分の感情を適切に表現することを学ぶことで思春期や大人になっても感情に振り回されないようになるということです。これを受けまして、令和元年度に今回は大人向けにも男女共同参画関連講座ということでまた計画をさせていただいております。このキッズの方ですけれども好評につきまして今年度の男女共同参画フォーラムの方でも引き続き実施させていただく予定となっております。参加人数の方ですけれども、400人ということで目標数値には達していませんが、一人でも多くの方が来ていただいたことによりまして、家族または友人の会話の中でこのような話題をしていただければ成果も上がるのではと期待しております。また、さしすせセミナーでは男女共同参画について理解を深めてもらい身近に感じていただくために本庁や振興局管内それぞれのテーマで4回開催し258人の参加がございました。また、情報誌ひまわりはこちらも製作スタッフを公募しまして企画編集に携わっていただいて年1回の発行をしまして各戸配布また施設へ配布しております。前もってご質問いただきました内容について回答させていただきます。評価シートの下段にその他の成果に記載のあるオリジナルパンフレットについて説明させていただきます。皆さまにお配りさせていただいた黄色い物がパンフレットでございます。このパンフレットがオリジナルと言っておりますのは既製のパンフレットではなく担当課で独自に作成しているというもので主に男女共同参画に関する事業ですとか、講座内容を掲載しまして街頭啓発や連携映画祭、セミナーなどの開催時に配布しまして次に開催する事業の周知などを行っております。また、松阪市の目指す男女共同社会であるとか相談窓口の情報も掲載しております。以上で説明とさせていただきます。

【会長】

ただいまご説明いただいた人権尊重のまちづくり実現のための施策の事業につきまして、皆さまの方から評価できるところ、ご意見があればご質問いただきたいと思います。いかが

でしょうか。

【委員】

すいません。男女が共に自分らしく生きるということを目指しているということで、毎年色々な側面から男女参画について取り上げていただいていることがありがたいなと思っております。前回参加はできなかったのですが、タイムリーと言っていていいか分かりませんがパワハラなどの問題に対してフォーラムが行われたことは市民の声を吸い上げていただいている取り組みをしていただいたということになるのではないかなと思います。私達人権擁護委員も取り組みはさせてはいただいていますなかなか難しい側面に入っています。寿大学や民生委員のところに行ってもなかなか難しいところがあります。家族や友人に広がっていくことを望みに高齢の方などはなかなか理解していただきにくいところなのですが少しずつ今聞かせていただいた内容を参考にしながら望んでいきたいなと思っております。

【会長】

ありがとうございます。人権・男女共同参画課さんいかがでしょうか。

【人権・男女共同参画課長】

フォーラムですが先ほども説明させていただきましたがテーマを市民の方の実行委員会に企画なども考えていただいておりますので、行政だけでなくその方たちのお考えで色々なその時の考えに合った、今年度ですと来年オリンピックや国体がありますのでスポーツ関係にしようかなという感じで少しでも身近なところから入っていただけるようにテーマは考えさせていただいております。委員の方から言われたようにすぐに成果が出るようなものではないので少しでもたくさんの方に参加していただきたいという思いで今後も開催していきたいと考えております。

【委員】

毎年色々なテーマで企画をしていただきましてありがとうございます。ただ 1 点気になったことがありまして、男女共同参画のフォーラムではないのですが、配布をしていただいている人権文化フェスティバル松阪のチラシで真ん中のところの「ごく普通の少年オギーは」という文章があって、そちらの中段の「家族の愛を男気に変えて立ち向かうオギー」という言葉に男女共同参画という意味で少し私は引っかかりを感じます。色々なお考えがあつて最近でもキャラクターの絵について三重県内でも他市の例でも色々話題になっていますがそれと通ずるものを感じますがいかがでしょうか。

【人権・男女共同参画課長】

映画の説明文になりますが、配慮が足りなかったのかなと思います。原文をそのまま使ってしまった部分がありましたので、以降は色々と勉強させていただきます。

【会長】

他にはいかがでしょうか。

【委員】

今回フォーラムの方で子ども達向けのアンガーマネジメントで講師をさせていただきました。子ども達というのが怒り方を知らないという言い方はおかしいのですが、感情をあらわにしてしまいすぐぶつかってしまうということがあります。それが子どもらしさでもあったのですが、手が出てしまったりとか相手を傷つけてしまったりといったところで孤立してしまったりコミュニケーションを上手くやれる方法の一つとして参考にさせていただければというところで子ども達にお教えすることにしたのですけれども、子ども達は純粋によく分かってくれて、そうすれば気持ちが落ち着くんだといったところで受け入れていただいたのですけれども、この度大人の方も別の講師ですが講座をされるということで私は非常に良い流れだなと思っています。アンガーマネジメントというのは一協会がやっているものですから医師が推薦したりするようなものではないのですけれども一つのコミュニケーションツールとして大人が今度講座を受けていただくと今度は例えば虐待の防止などに効果がでるといふか役に立つのではないかという感じはするので今回の講座を楽しみにしております。一つフォーラムに参加して思いましたのは、住田先生というなかなか呼べないような面白い方をお呼びになって参加された方の声を聞きますと、なんて面白かったのか、あの人にも教えたら良かったなど後の評価がすごく良かったのです。なので、事前にかにPRをしていただくかだと思えます。行政チャンネルやホームページやケーブルテレビなどにはもちろんされているとは思いますが、来ていただいたらこんなに良い学びがあるというPRをもう少し事前にしていただけたら集客にもつながるのではないかと思いますし、私も協力させていただきます。

【会長】

担当課としてはどうですか？

【人権・男女共同参画課長】

なかなか集客数などに関しては苦慮しているところがございます。PRの仕方も色々考えてはいるのですが、もっとたくさんの方に聞いていただけるように考えていきたいと思えます。

【会長】

アンガーマネジメントというのは実は私の中で一つのキーワードです。大人であっても子どもであってもコントロールするところを勉強するということは今までなかったと思います。参加してはじめていいなと思ったのなら毎年テーマを変えるのも一つなのですが、良いテーマであればそれを継続されることでより多くの方に良さが伝わるのではないかなと思います。人権はたくさんテーマがありますので継続の実施が難しいかもしれませんがそれも方法のひとつではないかと思ったりします。なかなか怒りを自分で収めるところも含めて自分の中でヒットした言葉なので発言させてもらいました。

他にいかがですか。

【委員】

オリジナルのパンフレットというのを知りたかったので教えてくださいと事前質問をしたのですがコンパクトに持ち運びも便利で、めくったところが男女共同社会というのが決まってから20年近く経っているのですが、なかなか周囲の人からは何？それ？といった声が多い。2行でも男女共同参画のことがまとめてもらおうと理念を知ってもらおうということにつながる。松阪市のフォーラムも載っていますし作っていただいております。

【会長】

日にちが入っているので、来年は新しい令和2年度のバージョンができてくるのですか。

【人権・男女共同参画課長】

一つの事業が終わるたびに新しいものということで次の行事の案内をさせていただいております。

【会長】

ありがとうございます。皆さん他にいかがでしょうか。

それでは一つ目の人権尊重のまちづくり実現のための施策として男女共同参画推進事業についてはこれで終わりたいと思います。

続きまして二つ目の人権意識の高揚を図るための施策ということで学校支援課さんお願いできるでしょうか。

【学校支援課長】

失礼します。教育委員会学校支援課の尾崎と申します。よろしく申し上げます。2番の人権意識の高揚を図るための施策ということで教育委員会の方としましては人権教育ネットワーク推進事業ということで取り組みをさせていただいております。評価シートの83ページになります。目的としまして、人権はすべての人にとって大切でかけがえのないものであ

るということで学校、園、家庭、地域社会における人権教育というものはその一人ひとりが意味をもって互いの人権が真に尊重され共に生きる社会を作っていくものであり、そのために様々な人権問題に関する学習機会を充実させるとともに一人ひとりが人権問題を自らの課題として学んで日常生活において人権感覚を育て生命や人権を尊重し守るという姿勢行動力というものを培っていくといったことが必要であります。そのための事業としましては保育園、幼稚園、小学校、中学校の連携、あるいは地域との連携を深めることで各園、学校と地域が人権教育の取り組みを充実させて児童生徒の人権意識の高揚を図るという目的で行っております。具体的な内容といたしましては、松阪市内に11の中学校がございますので、全ての中学校区において人権教育推進協議会というものをもっております。あるいは、松阪市人権教育研究会、松人研と呼んでおりますけど、そちらでも委託をする形で人権フォーラムあるいは子ども人権文化フェスタの開催あるいは参加、人権講演会の開催、人権研修の校外学習、人権教育充実のための取り組み、保護者や地域住民への情報提供などを行うということをやっております。人権教育に関する教職員の研修に関しましては平成29年度から松阪市子ども支援研究センターの研修講座に位置づけをしまして、被差別解消推進の3法の方ができておりますので人権教育の3つの講座を実施しております。また、学校におきましては人権教育の研究指定校、県の事業の委託を受けているのですが、そちらの指定をして人権教育を総合的・計画的に進めるための子どもの発達段階に応じた人権教育のカリキュラムを作成して実践の研究を進めています。そちらを還元しながら市内スキルアップを図っているという取り組みをしております。簡単ですが説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。それではただいまの説明を受けてこの事業に対して評価できるところやご指摘等がありましたらお願いします。

【委員】

各地域の各団体が一体となって具体的な内容に取り組んでいるということは大変良い事だと思っておりますが、もう一方で松阪市人権教育研究会に委託をしまして、終わってしまったあとは各地域の各団体が決めていくまでの過程にどの程度関わっていくのかということと、そこで関わってしまったらそれで終わり、あとはフォーラム等に参加して終わりだということでは終わっているということはないのでしょうか。各中学校区11校とおっしゃられましたけれどもそれぞれの学校のやり方にいろんな差はあるとは思いますが、その辺のことも一つ出していただくと良く分かると思うんですけども。要は任せっきりになってしまったあとは参加しているだけで終わっているのではないのかなと思ひましてそのへんをお聞かせいただけるとありがたいです。

【学校支援課長】

ありがとうございます。松人研の方でございますけれども私たちの方に指導主事がおりますので、そちらの会議においては指導主事が参加をさせていただいております。各中学校区での会議の回数にばらつきはありますが、例えばこの地区であれば殿町中では昨年度 34 回会議を開催しております。すべての会議に入っている訳ではありませんが中学校区の中で殿町中学校区であれば第一・第三・幸すべての学校の担当者が集まって参りますし、その地域ごとに大事にしているテーマ・課題例えば LGBT については指導主事が把握しております。当然図った分について松人研の会長は中学校が会長を務めておりますが、各小中学校の先生方も入ってもらっていただき今は地域と共にある学校であり、学校だけで決めることではありませんので、色々なご意見を頂戴しながら教育としましては子ども達を軸にすえてどういった力をつけていかなければいけないのかというところを見ながら、会議として進めているところでございますので会議を踏まえて殿町の方で言いますとフォーラムを行った際に保護者も含めて 606 人の参加がありました。例えば殿町では講師にヒューリアみえの松村さんをお呼びして部落問題のテーマにご講演いただきました。参加者からのアンケートをもとに課題を把握して次回に向けて還元をしています。中学校区での取り組みという部分をこちらの方も参加する部分もありますし、このような声がありますというアンケートをこちらの方で活かしながら課題を把握して、どのようなところが強みなのか、あるいは逆に主体的に子ども達が活動できる力が必要であるということで例えば学校なんかによっては小中連携する中で中学校の子が人権劇というような形で出向いたりだとか、あるいは取り組みの課題を踏まえた上で子どもたちの特に校区で課題となっているような辺りを把握しながら改善に努めているようなところであります。

【委員】

人権教育研究会の方をお願いをするときに前段として人権教育研究会の構成メンバーに地域の団体が入っているのですか、それとも、出来上がったものに対して参画していくという形になっているのでしょうか。その辺りが分かりにくいのですが。計画そのものを作っているときから地域の皆さまが入って、出来上がったものに対して人権教育研究会の方をお願いして実施をしているのでしょうか。その辺りの過程を教えてください。

【学校支援課長】

ありがとうございます。松人研は基本的に先生方が各中学校区ではもってはいるので、それをさらに拡大して市内全体で人権を考えていこうという部分ですので、基本的なベースになるのは学校の教員です。そういった中で松人研でたてたものについて学校だけでは解決できませんのでその中に地域の方々に入らせていただいているという現状でございます。

【委員】

実際の計画の段階からできるだけ地域の方々に入ってもらって、そうした方の議論を積み上げていっていただけたら良いと思います。

【会長】

今のご意見を参考にさせていただいて、進めていただけたらと思います。他にはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは3番目の人権擁護・救済のための施策ということで高齢者支援課さんの方からお願いしたいと思います。資料は39ページの方をご覧ください。

【高齢者支援課担当監】

失礼いたします。高齢者支援課の高齢者福祉担当監の藤牧と申します。よろしくお願いたします。評価シートの39ページをご覧ください。地域包括支援センター事業でございます。地域包括支援センターは市内に5か所ございまして、本日委員さんとしてお越しいただいている青木浩乃さんは第一地域包括支援センターの管理者として大変ご尽力をいただいております。ありがとうございます。事業内容についてお話しさせていただきます。まず、地域包括支援センター事業というのは包括的支援業務といわれます基本4業務、一つ目に総合相談支援業務、二つ目が権利擁護業務、三つ目が包括的・継続的ケアマネマネジメント業務、四つ目が介護予防ケアマネジメント業務、この4業務を一体的に行っております。特に地域で暮らしてみえる高齢者の家族、そして近所の方も含めまして高齢者に絡みますあらゆる方々からの相談をお受けしております。相談件数としましては平成30年度の5つの包括の合計が総合相談業務として2,640件ございました。権利擁護業務の相談件数は144件という件数になっております。そして、事前にご質問いただいております地域のワンストップ総合相談とはどのようなものか具体的事例があればお教えくださいというご質問をいただいておりますので、それも含めてご紹介させていただきます。相談の中で一番多い内容といえますのが要介護状態になって介護保険サービスや福祉サービスを受けるにはどうしたらよいか、また、自分の親が認知症ではないかと心配だけれどもどうしたらよいかという内容が一番多くなっております。また、その他にも消費者被害にあったのではと心配で今後どうしたらよいか、また、経済的状況があつて暮らしが上手くいかないなど様々な相談がございます。誰も病気や入院状態になり要介護状態になった時にどんな介護サービスを利用できるか、どんな施設が利用できるのか、また、どれくらい費用がかかるのか、家族でできることはどんなことがあるのか、なかなか経験がないと市民の方はご存じないことが多いので地域包括支援センターの職員が丁寧に説明を行います。その中で相談される方の心身の状態や家族の背景、家庭環境が問題になることがあります。例えば、ひとり暮らしのために見守る方がいない、また、息子さんと二人暮らしであるけれども息さんが仕事をせずに引きこもり状態で経済的に困っている、いわゆる8050問題がこのごろ増えてきていま

す。また、家族は仕事をしていたり、障がいがあったりして介護を十分にすることができない、ごみ屋敷になっているために近所の人や民生委員さんが心配しているがどうしていいかわからないといった事例がございます。これらの相談を受けた場合にはその方の生活や家庭環境を聞き取りさせていただきまして、該当する行政機関、例えば障がい福祉課や保護課・健康づくり課、また、松阪の保健所などの医療機関、介護事業所、薬局等の専門機関につながります。そして、相談後も心配なく様々な機関に支援してもらいながら地域で暮らし続けられるような支援を行っております。相談を続けていても困難な状況が続く場合には関係機関と検討会を開催いたしまして関係者が連携してその方の支援ができるように努めております。このように地域包括支援センターには主任ケアマネージャをはじめとして社会福祉士、保健師などの専門職がおられますので、相談を受けてそのまま他の機関に丸投げするのではなく、きちんと内容を聞き取りして必要な機関や専門職が関われるようにつなぐ、ワンストップ総合窓口としての役割を果たしていただいております。以上簡単ですが、説明とさせていただきます。

【会長】

ありがとうございました。この会議に参加させていただくと、ニュースで流れるようなことが実際に地域で起きているんだということを学ばせていただく機会となります。今ご説明いただいた事業について、皆さまの方から評価できる点やご意見等がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

次期介護保険法の改正に向けて国の方でも様々な審議が行われている中で地域包括支援センターが抱える業務が非常に過大ではないかというところもご審議いただいているところですので。松阪市においても第一地域包括支援センターは中学校区でいうと殿町中学校区と久保中学校区になるのですけれども本当に様々なご相談がありまして一つ一つのケースについて、すべての包括支援センターが解決できるわけではないので自治会長の皆さま住民協議会の皆さま、医師や会社さんや薬局などの専門機関にご協力をいただいてこそ日々の業務になっております。私達包括支援センターの業務というのは底がないというのかやればやるだけの仕事があるのでどれくらいの人員がいれば業務が可能なのかというのは私自身管理者をしていてもわからない部分ではあるのです。

【会長】

今は何人ですか。

【委員】

専門職が8人、事務職が1人です。例えば、事務員さんが委託ではないので自前で雇わな

ければならないです。新聞報道等でご存じかもしれませんが、介護予防のプランの金額が要介護認定の方と比べて3分の1程度しかなくてなかなかケアプランを受けていただけるケアマネージャさんがいません。また、国の方がデイサービスやヘルパーさんの要支援の人の金額を下げているので、デイサービスに行きたいといっている人も断られます。ヘルパーさんに来ていただきたいという希望のあってもヘルパーステーションが受けてくださらない。そんなことがあって今後軽度者に対する支援を国がどういう方針でされていくのかが少し垣間見えるところもあって今後ますます難しい支援が求められるなと思います。包括支援センターの人員についてもきりがいいことは重々承知ですが、もう少し増やしていただくとありがたいなと思います。またケアプランの予防のプランについて上乗せの金額を出していただくと。全体的にもう少し考えていくべきところがたくさんあるのではないかなと思うところです。

【委員】

私も今民生委員をさせていただいておりますが、普段の活動の中でも包括さんは本当頼りになります。これを良しとしている訳ではありませんが、本当にありがたい存在です。

【会長】

外国人の関係でこの8月に国の方が全国一斉に総合相談窓口を設けなさいという掛け声に合わせて三重県さんが設置されることになりましたので、国際交流財団の方で相談窓口をやることになったのですが、言っていただくのはいいのですが本当にこれでいいのかという状況でこういう機能を外国人向けに果たしていくのが相談窓口をワンストップセンターと言われるところではないかなと思うとどうやって運営されているのかなというのからちょっと気になって声かけをしてしまいました。本当に地域の高齢化率が高いですので、皆さんが初めて迎えることですので不安なことや分からないことが何かあったら駆け込まれる気持ちは良く分かりますし本当に心強いと思います。

【委員】

まず包括支援センターへ第一報で電話するといろいろと相談にのってもらえて、私の隣の家もお世話になってますし、姉夫婦のところも二人暮らしで85歳以上でもう本当に知らないことをこうしたらいいよと、リハビリのところもあるし器具のこんなものもあるし、本人は知らないけれど包括センターの方がいろいろと教えてくださってすごく感謝しています。まず、そこから出発なんですって、高齢者になって介護がいるようになります。

【会長】

担当の方今の切実な話を聞いていかがでしょうか。

【高齢者支援課担当監】

ご意見ありがとうございます。私達行政はできることが少なく何の権限もなく何の力もないなと現場に行くと思います。そこで地域包括支援センターの方たちは専門職の方もおられて私達も本当に心強い存在です。また、先ほどもご意見をいただきましたけれども、高齢者はこれからどんどん増えていきます。それぞれが抱える家族の構成であったりとか経済状況であったりとか皆さん抱えている問題が違いますのでマニュアルというものはありません。その一つ一つ事例に沿った対応をしていただいておりますのでこちらもありがたいというばかりで申し訳ないです。また、人員が少ないことやケアプランの料金ことで国や県に働きかけていく機会がありましたら声を上げていきたいと思っておりますので引き続きどうぞよろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。報酬などに関しては国の制度で一律に決まってくるのでなかなか要望を上げていくしかないかとは思いますが人員の方は予算がつくのであればぜひとも何らかの形で増やしていただくことで、倒れてしまわない体制を作らないと松阪の人みんなが困ってしまうことになると感じました。

【高齢者支援課担当監】

包括支援センターの方が倒れて一番困るのは地域の方です。その件につきましては承知をしておりますので考えさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。地域の柱になっていただいていると思いますので大変だと思いますが、引き続きどうかよろしく願いいたします。他に意見等ございますか。

ありがとうございます。それではこちらの地域包括支援センター事業についてはこれで終わりにしたいと思います。続きまして4番目ですね。多文化共生社会の実現のための施策ということで秘書広報課さんお願いいたします。3ページをご覧ください。

【秘書広報課参事】

失礼します。秘書広報課の浅井と申します。よろしく願いいたします。それでは事業評価シートの3ページをお願いいたします。多文化共生社会の実現のための施策ということで松阪市ホームページ管理運営事業です。松阪市のホームページにつきましては、外国人の方にも松阪市を知っていただくためにサイト全体の翻訳サービスを民間の自動翻訳サービスを利用して平成24年2月から導入しております。また、災害時にはホームページを緊急用のページに切り替えても通常と同様に自動翻訳サービスが利用できるようになっております。対応している言語ですが、英語、タガログ語、ポルトガル語、中国語に対応して

おりまして合わせて携帯やスマートフォンにも対応しているというところがございます。ホームページというところですが広報まつさかというものもございまして今年新たに広報まつさかにおきましてもスマートフォンやタブレット等で多言語例えば英語、韓国語、中国語をはじめとする10か国語に対応したアプリを導入して今年6月から閲覧できるように配信をしております。これにつきましてはカタログポケットといたしまして多言語ユニバーサル情報発信ツールというアプリになるのですがそういうものを利用させていただいて、6月から配信をしているというところがございます。簡単ですけど以上でございます。

【会長】

ありがとうございます。それではこの事業につきましてご意見・評価できる点がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

ホームページが明るくなり見やすくなったのでファンになってしまいました。生活して思いますのが松阪市に海外の方が増えたなと感じがするのですが気のせいでしょうか。住んでいらっしゃる方やバスに乗って見える方もいらっしゃいますし、災害時とかも特にそうなんです。言語というところが頼みの綱というか、彼らの頼りになるものがあれば非常に安心されると思うのですけれどもホームページが最たるスタート点というかどんな海外の方でも安心して見られる内容になっておりますので、すごく評価ができると思います。また一方これは観光の面においても効果が出ているのではないかと思います。私は殿町に住んでいるのですが観光客が非常に増えております。国際交流員のノアさんを中心として色々な海外の交流を目にすることがあるので、松阪がもっと世界発信できましたらもっと松阪の良さを発信できて素晴らしいことだなと評価いたします。

【会長】

ありがとうございます。嬉しいお言葉をいただきましたが、担当の方どうですか。

【秘書広報課参事】

ホームページにつきましては平成29年2月にリニューアルをしまして、トップページにつきましても色々試行錯誤しながら今も委員からご意見いただきました通り、少しでもどなたでも見やすくというところがホームページを管理運営している所管課としましてはたくさんの方に分かりやすく見ていただけるように今後も色々ところで工夫していきたいなと思います。

【会長】

外国人住民のデータはどなたかお持ちですか。松阪市が増えているか減っているかどうか

なっていますか。

【人権担当主幹】

今は4,500人ほどで、増えている傾向です。

【会長】

アジアですか、フィリピンでしょうか。

【人権担当主幹】

ベトナムですね。

【会長】

ありがとうございます。私は三重県の国際交流財団で働いておりますので、外国人の状況が耳に入ってくるのですが、三重県全体的には昨年一年間で3,000人弱増えており、合計では5万人を超えました。これは10年ぶりのことです。リーマンショックで多くの人が一時帰られたのですが、リーマンショック前が5万3千人いらっしやったのが、リーマンショック後4万6千人くらいに減っているのですが、近年増えてきてて平成30年12月末現在で5万人を超えたというのが今の数字です。松阪市の場合はフィリピンの方で以前6割を超えていましたが今は6割まではいかなくても5割はあるという状況です。フィリピンの方はネットワークができておりますので、そういうところで住んで仕事をするとも彼らも安心するようです。また、ベトナムが増えているということですが、三重県全体としてはベトナムとネパールが増えています。日本語学校で勉強しているネパール人が多いです。日本語学校で勉強してビザを留学のものに変えて大学に行くということを目指しています。ただ、皆さんがそううまくいくわけではありませんので、その道がかなわなかった方は別の方法で滞在をしています。アジア圏の方が増えてきています。県全体ではブラジルの方が一番で二番目が中国、三番目がフィリピンとなっています。そのような状況の中でホームページの多言語化というのは災害の時も含めて非常に大事なところだと思うので、導入いただいてありがたいなと私も感じました。ただ、一つだけよろしいでしょうか。ホームページの自動翻訳の精度はもう大分上がっているとは思いますが、それぞれの言語の母語の方に変換したものを読んでもらったことはありますか。

【秘書広報課参事】

そこまでは確認しておりません。

【会長】

一度確認していただければいいかなと思います。5年くらい前ですけれども他市さんの方

でも自動翻訳を導入していましたが、自動翻訳の担当者がフィリピンの方に紹介をしていたらその方が笑いだしていました。理由を聞くと、おかしいし文章になっていないと言われたようです。私達は文字が変わると翻訳されたと思いますが、外国の方からしたら意味が通らず分からないというお互いが分からない同士になっていることがありがちでした。ただ、オリンピックに向けて会社の方もシステムを良くしていると聞いていますので、何かの機会に通訳の方に2言語は見えていただけるとと思います。一度見ていただけたらと思います。

【秘書広報課参事】

今回、広報まつさかの方にも多言語アプリというのを入れたのですが、実際見ていただくとも最初にお断りをしています。すべて上手く変換できているのかと言われると、なかなかそこまで対応しきれていないという部分があって、一部言葉がおかしかったり抜けていたりするのがあるというのは事実です。その辺りはお断りをさせていただいた上でそういう形にさせていただいております。今後はもっと精度を上げていくようにはします。

【会長】

アプリの精度は会社の方で頑張っていたかなければいけないことだと思いますが、一番困るのが災害の時に精度が悪いまま進んでしまい、誤訳があり、違う翻訳をしてしまったがためにというのが私達が一番危険視している部分です。災害は災害で担当されている方がいるとは思いますが、きちんと情報が伝わる様なネットワークは別に作っていかないと補助的な要素でこれを活用していただいて、観光面ではどんどんこっちの方を使っていただくのが良いとは思いますが、危険を伴う、命に関わる場所は別ネットワークを一つ持っていただく方が安心かなと思います。

【秘書広報課参事】

松阪市では情報の架け橋委員会というものがあまして、委員の酒井さんにも入っていただいているのですが、情報の架け橋委員会の中で今日いただいたご意見も報告させていただいて、委員さんの方にもお伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

【会長】

私も松阪市さんにいろいろな形で関わらせていただくことが長くなって以前ホームページを拝見させていただいたのですが、自動翻訳は日本語をひらって訳しているので分かりやすい日本語だと翻訳の精度も上がります。そういう意味では非常に分かりやすい日本語で市のホームページは作ってあると思うので、そのベースは素晴らしいなと思うのと、外国人の人数と世帯数を松阪市さんは上げてくださっていますがそこまで公表していただいている市は少ないですからホームページを拝見させていただいております。ありがとうございました。

います。

他に皆さんいかがでしょうか。ありがとうございます。それでは次にバリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策ということで障がい福祉課さんの方からお願いします。34 ページをご覧ください。

【障がい福祉課長】

失礼いたします。障がい福祉課の西嶋でございます。よろしく願いいたします。バリアフリーのまちづくりということで2番の項目に入っております、手話・点字等によるコミュニケーション支援につきましてですね、バリアフリーの推進を図るための要員の養成・研修の支援を行います。意思疎通支援事業という形であげさせていただいておりますが、聴覚及び音声言語障がい者に対し手話通訳者または要約筆記者を派遣することによりまして、円滑な生活の支援を行ってきたものであります。また、障がい福祉課の方に手話通訳ができる職員を現在は3名でございますが30年度は2名配置し、聴覚及び音声言語障がい者が本庁に来課されたときに手話通訳などを行います。また、手話通訳者への研修を実施いたしまして、より円滑な意思疎通ができるように技術の向上を図っているものであります。この事業でございますが30年度の実績といたしましては登録手話通訳者数については目標13人のところ、実績の10人でした。登録要約筆記者数に関しましては目標11人に対し、実績11人でした。登録通訳者数の派遣としましては延べ360人を派遣させていただきました。言葉が非常に専門的なものもあり分かりづらいものでございますので、一つ一つご説明をさせていただきたいと思っております。手話通訳者または要約筆記者とありますが、手話通訳者は手話自体を言語にし、日本語を手話にして変換して通訳するものでございます。要約筆記といえますのは板書ですね、日本語の文字に変えて意思疎通を図るという方法です。これらの方法で意思疎通を図っているものであります。登録手話通訳者の派遣件数でございますが登録という部分と設置という部分と先ほどあると申し上げましたが、登録につきましては、市民の方で手話通訳ができるという人は松阪市の方に手話通訳ができるという登録を行ってもらいます。依頼があったら、その場所に行ってもらい派遣という形になります。設置といえますのは市の障がい福祉課の方に30年度は2名設置していると申し上げましたが、何かあればその2名が派遣されるというものです。手話奉仕員養成講座というのが手話通訳者を養成するために作っているものであります。これにつきましては総合支援法によりまして派遣や養成等を行う制度を市町が実施しなさいよということになっておりまして、それに基づいてやっているわけでございますが、養成講座の受講者数でございますが、これにつきましては入門編として年間で20回、それが終わったら基礎編として年間30回、これを2年間の間に最低50回程度やっているわけでございますが、これを受講をいただくという形で養成をしているわけでありまして、これを27年度から実施しておりまして、27～28年度に受講された方が20人で修了された方が5人ございまして、28～29年度につきましては、受講者数が20人、修了者数が17人となり増えています。29～30年度は受講者数が20

人のところ修了者が 11 人ということで手話奉仕員という資格は英語を学ぶようなものと考えていただいたら良いと思いますが、それを通訳できないといけませんので、継続も難しいものとなります。3 日休むと前回のやったことが分からなくなるというところもありまして、養成が難しいものであります。それがありますので市町に養成をしなさいと位置づけをされているものであります。手話奉仕員の養成でございますが元々手話通訳ができる方を養成するためでございます、この元々の松阪市で 2 年間講座をしまして、その後ステップアップ講座に 1 年間行っていただき、計 3 年間は市町で養成するような形になっております。そうしますと三重県の手話通訳者を養成するための受講資格が生じてきますので三重県の方で 2 年間行ってもらおうという形になっており、非常に段階が難しくなかなか養成が厳しいものになっております。手話通訳の養成講座の三重県が実施する受講資格につきましては、まずは手話を駆使して特定の聴覚障害者と日常会話が可能である、また、全日程の 70% 以上の講座に出席できること、講座自体が手話で授業をしますので理解できないと講座に行っても意味がない形になってきますので、非常に厳しい制度でございます。18 歳以上で地域の手話サークル含めて 3 年以上手話を学んでいるということが松阪市でベースのためにやっていることでございます。講座修了後に県や市町の登録通訳者として活動する意思があることで、ただ資格を取る為だけではないという福祉的な意思がないといけないという形になっております。聴覚障害者団体及び手話関係団体の活動と聴覚障害者団体との交流や情報交換の場に積極的に参加する意欲があることが条件になりまして、三重県が開講する手話通訳者の養成講座に参加できる形になっているということです。重なりませんが手話奉仕員養成講座を 2 年間松阪市の方で受講していただきまして、松阪市独自の手話奉仕員養成講座というステップアップ講座があります、また、手話サークルで 1 年間学んでいただいて 3 年間というものも作ってそういう条件を整えていただいて、三重県の手話の養成講座を受けていただくという形になっております。その講座を受けていただいて、その後社会福祉法人全国手話研修センターが実施する手話通訳全国統一試験に合格すると手話通訳者になります。また、別に手話通訳士というものがございまして手話通訳の試験検定で一発で受けることができるという制度もございまして、これに合格したら手話通訳士という形になって参ります。この辺りが非常に厳しいところでございます。養成講座では間に合っていないという形です。手話通訳者数が令和元年度 13 人から 12 人に目標実績が減っていますがなかなか養成できないのが現実でございます、なかなか増やせられないという形になっております。手話通訳者と要約筆記者の関係でございますが、手話通訳につきましては先ほどのような形で試験がございまして、要約筆記者におきましても要約筆記者の認定試験というものがございまして要約筆記者養成講座を 2 年間行っていただいてそれを修了した方が受験資格があつて、それを通していただいたら要約筆記者として登録いただけるようになります。この両者の間には制度上別のものということになっていることをご理解いただけたらと思います。それから、松阪市での登録手話通訳者及び設置通訳者の状況ということで、聴覚障害の方が市内で軽い方から重い方まで手帳を持ってみえる方が約 700 人

みえまして、その方たちの中で特に手話または要約筆記をご利用される方がみえたらこちらから派遣する形にするのか手話通訳、要約筆記両方ありますが13人ということで人数の登録があるということになってます。以上です。

【会長】

ありがとうございます。非常にハードルの高い資格なんだと今改めて知ったような次第ですけど、登録をいただいている10人の方はこの講座をすべて修了された方なんでしょうか。

【障がい福祉課長】

講座を修了され、三重県の方の試験も通られている方です。

【会長】

ありがとうございます。それでは、皆様の方から何かご意見ありましたら、よろしく願いいたします。

【委員】

講演会などに行くところの頃は必ず手話通訳者や要約筆記者がいる。私たちも要約筆記の方を見たりします。専門性の高いものと、言葉が分からないものもありますので、バリアフリーとかみんなと一緒に楽しめる機会が充実してきてるのではないかと思って感謝しております。

【委員】

三重県でも松阪市でも手話の条例ができていますので、条例の中に大きな会議のときなどは必ずつけてくださいという文章があります。だから私たちのところの会議でも総会ならつきます。ほとんど県の組織とか三重県の中でも福祉大会・体育祭等の行事にはつけてくれますね。通訳者というとそれぞれの登録した市町が活動範囲なのですが、通訳士までとると三重県といわず、全国組織的に国体などでも派遣できるという状況です。私が和歌山に行ったときも松阪の手話通訳さんが国体に行くと言ってくれていましたよ。

【会長】

全国で色んな人の協力を得ないと大きな大会ですと間に合いませんよね。

【委員】

国体ですと手話通訳さんが200人くらいいるのではないのでしょうか。なので、開催地だけでは無理ですね。選手にも競技にもいりますし、観客席に向けてもいりますね。和歌山のと

きもスタンドに向けては真ん中と左右の3人いらっしゃいました。

【会長】

お一人の方がずっとという訳ではなく、交代でやりますので、人数も必要になりますね。

【委員】

それでなおかつ、画面でもやりますよ。なので、手話通訳をやっていただいている方は大変だと思います。

【会長】

ただこんなに講座を受けてもらって、実践も積んでもらってそれで初めて取れる資格というのを初めて知り、勉強させていただいています。

【委員】

そうでないと地域で方言がありますが、それで表現してしまうと分からないことがでてきます。基本的なものは全国共通で使えます。そういうのを受けていただかないと面と向かって70~80%ならできるといえるのでは困ります。

【会長】

手話も国によって違うんですね。

【委員】

そうです。地域によっても差があります。

【会長】

地域によっても差があるということでしたので、余計に統一してバージョンを知ってもらわないと色々なところで活躍していただけないので大変な研修だなと思います。

【委員】

そういった研修を受けてもらわないと伝わらなくなります。

【会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。質問に対しても非常に丁寧に回答いただいております。

【委員】

去年より 500 万円ほど予算が増えていますが、これは通訳の方を養成されて通訳数が相当増えてきているという結果が予算に反映されているのでしょうか。それとも、他に助成するものがあったということでしょうか。

【障がい福祉課長】

元々は予算的には 30 年度も 2,560 万ほどあったと思います。しかしながら、設置通訳者を本来 3 人雇いたかったのですが、該当する方がいませんでした。そのため、決算では 2 人の金額となっていますので減っています。すべてが設置通訳者の費用ではありませんが、全体の費用として決算としては減っております。一人少ない人数ということでご理解いただけたらと思います。

【会長】

今年は 3 人ということで設置されているということで予算的には。

【障がい福祉課長】

ある程度予想近くの執行になるのではないかと考えています。

【会長】

ありがとうございます。他にはよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それではバリアフリーのまちづくりと地域福祉の推進のための施策についてはこれで終わりにしたいと思います。続きまして 6 番目の人権課題解決のための基本施策ということで同和問題について職員課さんが、女性の人権について健康づくり課さんからお願ひしたいと思いましたが、本日は他業務のため欠席されておりますので、この 2 つの事業については 12 月 26 日にさせていただきたいと思ひます。それでは子どもの人権ということで、こども支援課さんよりお願ひいたします。53 ページをご覧ください。

【こども支援課長】

こども支援課の荒木です。よろしくお願ひいたします。事業評価シートの 53 ページをお願ひします。家庭児童相談事業でございます。この事業につきましては、家庭におきます児童の養育にかかる諸問題につきましては関係機関と連携し相談者の問題の解消及び不安の軽減を図ることを目的としております。家庭における子育て等の悩みを抱える相談に相談員が応じるとともに関係機関、地域からの通告により児童虐待に関する早期発見・早期対応を関係機関と連携する中で努めております。本年度も継続してこの事業を実施しているところでございます。事業の目標といたしましては平成 30 年度に 250 件の目標に対しまして、相談件数は 189 件ということでおおむね達成という評価をさせていただいております。事

前に質問をいただいておりますので、回答書の方の4ページをご覧ください。質問を4ついただいております。まず一つ目でございます。子育てにおける悩みを抱える市民の相談ですが、その対象の年齢は幼児期か学童期いずれが多いですか、また、相談の多い年齢があれば教えてくださいということでございます。先ほど189件の相談があったと申しましたが、この中で一番多いのが0歳児で29件でございます。ですが、特に際立ってという訳ではございませんでした。学齢期の子どもに対する相談というものも多く、子どもの成長過程に応じて様々な相談がございます。二つ目の質問でございます。本年度の虐待の通報件数とその対応、そして、児童相談所に引き継いだ件数があれば教えてくださいというものでした。平成30年度の虐待通報件数は65件でございます。これにつきましては、全件専門機関である中勢児童相談所と共有対応しておりますので、すべて児童相談所と共に対応しているというところでございます。三つ目の質問でございます。関係機関の連携により児童虐待の早期発見・対応に努めていると書かれていますが、その年度の児童虐待件数とどのように関係機関と連携をされたのか一例を教えてくださいというものでございます。虐待件数については先ほど申し上げた通り、平成30年度は65件でございます。その連携対応について一例を申し上げますと、幼稚園・保育園・学校等に通園・通学している子どもたちに、学校で原因不明の傷・あざ等が発見された場合は学校・幼稚園・保育園から市役所のこども支援課の方に連絡が入ります。その上でその子どもの在園・在学状況、登園・登校状況、母子・保険の状況またはその子どもの兄弟・姉妹の在学を関係機関に聞いて調査をします。その情報を児童相談所の方に報告して児童相談所の方で対応方針が決定されますので、一時保護や訪問して注意喚起などの必要対応を学校や幼稚園・保育園の協力のもと行います。また、就学前の子どもの場合、こども支援課の方に直接通告がある場合があります。この場合も同様に情報収集をした後、児童相談所と共に通告をいただいてから48時間以内に児童の確認を目視で行います。確認しました内容によっては一時保護等の措置だけではなくて子育て支援機関や健康センター、子ども総合発達支援センター、子ども支援研究センター等と連携をしているところでございます。四つ目の質問でございます。平成30年度相談189件の相談内容を相談経路も含めて教えてくださいというものです。189件の相談内容の内訳でございますが、一番多いのが、擁護相談149件です。この中には先ほど申しました虐待相談65件も含まれております。その他は障がいの相談5件、非行の相談1件、育成の相談19件、その他の相談15件であります。また、相談経路といたしましては県の児童相談所から60件、市の福祉事務所、健康センターから44件、保育園・幼稚園・学校等から48件、警察から10件、医療機関等から4件、家族、親戚等から23件という内訳になっております。以上簡単でございますが説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【会長】

ありがとうございます。非常に多くの相談件数があるということですが、皆さまいかがでしょうか。ご意見やご質問がありましたらよろしく願いいたします。

【委員】

日ごろ子育て支援の現場というかボランティアでやっていますので、現場の声、お母さま方の声もよく聞くのですが、こうやってデータを数字で把握するとこんなにいるんだと、ものすごく胸が痛んでいます。お聞きしたいことが2件ございまして、0歳児が一番相談件数が多いということでしたが、どのような内容の相談が多いのか、また、虐待が65件もあるということで、虐待をしてしまう保護者がなぜ虐待をしてしまったのかを聞き取りし、精神的ケアはされているのでしょうか。

【こども支援課長】

0歳児の子どもを持つ方からの相談ですけれども、少子高齢化の中で、ご家族の形も以前から言われております核家族化しており、ご近所に祖父母や何でも聞ける方がいないというところで、今のお母さん方はスマホが情報源という中でそれがすべて正しいという方もいます。一例を申しますとおむつの宣伝で青い水でおむつに流しますが、子どもが青い水が出ないですということをネットで調べています。本当に育児の仕方が分からないという感じで比較的若い0歳児の方のお母さんは知識を得るためにネットで調べるよりはこちらにお電話いただいたり、健康センターはるるにお電話していただいたりする方が良いのですが、今までは知識として入ってきたものが入ってこないということが一番0歳児の方の相談が多い理由ではないかと考えております。虐待の方ですけれども、65件ということですが、こちらにつきましては、様々でございます。例えば昔よくありました、しつけと称して殴るなどの身体的に暴力をふるうというところと、近頃心理的虐待というところが増えてきました。例えば、子どもの前で夫婦喧嘩をするなどです。やはりそれは子どもにとっては心理的負担となり虐待となります。そういうところが非常に多くなっております。それ以外ではネグレクト（育児放棄）もあります。その中で両親に精神・メンタル的な部分も抱えてみえる方もいます。そのような方には適正な医療受診をいただき、例えば、その間に一時的にお子さんを短期間でも預かって、その間にご自身の心の余裕を立て直していただき、家庭環境を整えた上でお子さんをお返しするというのもやっておりますので、お子さんを育てていただける環境にまずはしていただくということに重きを置いてやっていますところでございます。

【委員】

一点よろしいでしょうか。もしわかってみえたら虐待65件の相談経路の内訳は分かりませんか。

【こども支援課長】

65件の相談経路でございますが、児童相談所からが29件、松阪市の福祉事務所、健康セ

ンターからが7件、保育所等からが2件、警察からが10件、保健所等からが2件、幼稚園学校等からが12件、親戚・知人からが3件の計65件でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

学校・幼稚園から上がってきている件数が12件というのは多いというかきちんと見てもらえるだんと思ったりするのですが、学校関係の先生方をお願いを出しているということなのですか。

【こども支援課長】

各校・幼稚園・保育園等が子どもと毎日一番近くで接するところでございますので特に変化があれば教育・保育部門の職員については問題が発覚すれば速やかに報告をしてもらうことをお願いしています。しっかり見ていただいて、よくわからないものがあるということでしたらこちらにご連絡をいただくという体制をお願いしているところでございます。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

虐待の方で各市で対応ができていますでしょうか、県の方に携わっているのですが、件数が上がってこないです。ですので、各対応は市町でできていて、一部が県へ上がっているのか。県へ上がると知事の仲裁権限が出来上がっております。松阪市では65件ですが、県全体では数が少ないです。ほとんどが市町で対応なされているのかと思いますが、その辺りはいかがでしょうか。

【こども支援課長】

松阪市の件数が65件と申しましたが、三重県の件数としても上がっていくものでもあります。三重県内全体で見ますと平成30年度では約2000件あるという中で、その65件につきましても私たちが通告を受けましても県の児童相談所が一時保護などの判断をする権限を持っておりまして、県に情報を上げて児童相談所の方で方針決定をしていただいて、そこに私たちも加わって対応していくということでございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

他にいかがでしょうか。

【委員】

核家族化が進んでおじいちゃん・おばあちゃんと別居している人が多いですね。私の姪も4人ほど保育士をしておりますが、おじいちゃん・おばあちゃんの中で育った子どもと夫婦だけで育った子どもとは性格の違いがでてくるとのことです。大分違うと言っております。家庭の環境というのは育児に関して特に乳幼児から保育園・小学校に上がるまでの幼児期に家庭環境が影響して性格作りをしているのだなと思いました。なんでも別居となってしまうことも多いですが、やはりおじいちゃん・おばあちゃんの存在はすごいですね。

【会長】

同居を勧める訳にもいかないですけど、青いおしっこが出ないのでという信じられない相談も出て来ますね。

【委員】

家庭の環境がまず性格作りに大事みたいですね。幼児期が大事という基本的なこともありますし、なんでもかんでも別居が良いという訳ではないのかなということ姪と話しております。時々話に入れてもらうのも良いかもしれません。

【会長】

周りに教えてもらえる人が近くにいらっしゃればまだ良いなと思います。

【委員】

近くであれば余計良いですね。おじいちゃん・おばあちゃんとの同居というのはすばらしいことらしいですよ。息子のお嫁さんとしては煙たいかもしれませんが。

【委員】

共稼ぎが多くなっていますので、子どもを預けなければなりませんし、仕事に不満がたまるとぶつけるということもあるかもしれません。結果、働いている間におじいちゃん・おばあちゃんが子どもを見ればと思います。昔はそういう流れでしたが今は共働きという状態ですからね。

【会長】

共稼ぎもですが今は転勤が普通にありますよね。

【委員】

働いている間は子どもをどこか施設等に預けなければならない。預けたはいいものの親としては仕事の不満があると子どもにぶつけてしまう。そういうこともあり得てしまいます。

【委員】

性格を作るにはおじいちゃん・おばあちゃんは本当に良いらしいです。

【委員】

時代の流れはあるとは思いますが。

【会長】

働きながら子育てををするということを国も言っていますが、子育ての部分の環境がしっかりと整っていないのに働くことが先になってしまっているからいろんなひずみが子ども達にしわ寄せがいつてしまっているのを感じていますので心が痛いですね。あと、また外国人のことですけれども、孤立していると思いますが相談事業において、受け付けていただく場合に例えば松阪市に多いフィリピン語に対応しているといったものはあるのでしょうか。

【こども支援課長】

市役所の通訳さんがいらっしゃいますので、相談を行う際に入っていただいております。

【会長】

なかなか彼らも日本の子育てを知らないと思いますので、自分が親に育ててもらった独自の方法でしか子育てができません。全然知らないことがいっぱいあると思いますので、なかなか自分から質問が上がってこないと思いますので、子育ての悩みを母語で聞けるようなことがあれば日本の子育てはこうすればいいんだということに気づいてもらえて、小さいころからの生活習慣につながっていくなど改善につながるのではないかと思います。ぜひとも外国の子ども達も視野に入れて働きかけをお願いします。

他にはいかがでしょうか。相談件数が多いのが良いのかどうかというのは一つものさしになると思いますが、多くの人たちの相談を受けることで良い生活につながっていくのであれば積極的に利用していただいて、改善に向かうようお願いしたいと思います。それではこの件につきましてはこれでよろしかったでしょうか。ありがとうございます。それでは続きまして、高齢者の人権に移りたいと思います。高齢者支援課さんお願いします。43 ページをご覧ください。

【高齢者支援課担当監】

高齢者支援課の藤牧です。よろしくお願ひいたします。評価シートの43ページをご覧ください。緊急通報装置貸与事業でございます。まずは事業内容ですけれども、心身に障がいのあるおおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者の方に緊急通報装置と呼ばれる機器を貸与しまして、急病や災害の緊急時に迅速かつ適切な対応を図ることを目的とした事業でございます。具体的に申しますと、自宅で急病等を発症した際に電話機の横に備え付の緊急通報装置の緊急ボタンがありますのでそのボタンを押していただく、または首からかけるペンダント式の通報装置も同時にありますので、その通報装置のボタンを押していただくと松阪市の委託先業者のコールセンターにつながります。そこで会話ができるようになっておりますので、状況に応じてコールセンターの方から救急車を呼んだり、またあらかじめ登録をされております近隣の協力員の方に支援を要請し、協力員に自宅に駆けつけてもらったりということを行います。この緊急通報装置にはリズムセンサーという機能もございまして、そのリズムセンサーの前を12時間以上通らなかった場合、業者の方から利用者の自宅に安否の確認の電話が入るという仕組みになっております。ご利用できる条件といたしましては近隣にご家族が住んでいらっしゃらない、おおむね65歳以上の一人暮らしの方、市民税非課税という条件をつけさせていただいております。平成30年度は目標620台でしたが設置台数は560台でした。また、質問内容につきまして一つ一つ回答をさせていただきます。まず一つ目ですが緊急通報装置を一人暮らしの高齢者に100パーセント配布されているのですか、希望者のみかを教えてください。できれば健康な方でも後期高齢者の一人暮らしの方にも貸与されてはと思いますという質問をいただいております。これに対する回答ですけれども、この緊急通報装置は設置を希望された方への貸与という形になっております。近年は高齢者の方も携帯電話やスマートフォンをお持ちの方が多く、高齢になり介護が必要になると施設へ入所される方も増えておりますので、利用者数は大体560台前後で推移しております。一人暮らしの方は普段は健康な方でも夜間・お昼に限らずいつ緊急事態が発生するかは分かりません。何らかの不安を抱えて生活されているということは行政も承知をしているのですがすべての方に設置をするということは理想的と考えておりますが、なかなか財政的な理由もありまして、困難な状況であるというのが現状でございます。また、これに代わるものという訳ではございませんが、一人暮らしの高齢者の方が地域で孤立してしまうことがないように普段からの地域住民の見守り体制、普段のちょっとしたことでも構いません、ここを散歩しているのに見かけないなとかいつもこの時間に買い物に行くのに行かないなとか等ちょっとした見守り体制が構築できるように行政としても取り組みを進めてまいりたいと思っております。二つ目の質問内容です。緊急通報装置の設置数が560台ですが実際にどれくらい利用されましたか、利用された方はどのような救護支援を受けられたのでしょうかといったご質問です。利用状況といたしましては緊急通報装置を設置されているすべての方に委託業者から一ヶ月に一回安否確認のための連絡が入ります。そこでお元気があったか、体調不良であったかを確認していただいて市の方に安否確認報

告書が提出されることとなっております。具体的な利用の通報件数といたしましては平成30年度の数字ですが、緊急通報の相談が年間715件でございました。月平均にしますと、60件の相談件数となっております。また、救護支援の件数といたしましては電話対応で済んだものとしましては367件、月平均で31件ということでおよそ半数が電話対応で済んでおります。他にも協力員の方に確認をお願いしたのが12件、救急車を要請したものが32件、委託業者がご自宅にかけつけたのが6件ということでございます。さらに具体的な事由としましては、今年の4月のことでございますが、リズムセンサーが一定時間作動しなかったことによりまして、委託業者がまず近隣の協力員の方にその方のお宅に確認をしてくださいと連絡をしました。協力員さんが家にかけていただきましたけれども家が施錠されておりまして呼びかけに反応がないとのことでしたので、今度は委託業者の方がご自宅にかけていただきました。そうしますと高齢者のご本人さんが自宅の居間で倒れてみえたところを発見したため、救急車を呼んで救急搬送をされてという事例がございます。また、今年の7月末ですけれどもご本人さんが緊急ボタンを押されまして頭痛と吐き気があり救急車を呼んでほしいという緊急ボタンでの通報がありましたので委託業者の方から救急車を要請して救急搬送、搬送先の救急病院の診察を受けてご本人さんは帰宅したという事例がございます。以上説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。それでは皆さんこの件につきまして、ご意見ご質問等がありましたらお願いいたします。

【委員】

一件お願いします。協力員の方の状況を教えていただきたいのですけれども、市内に何人くらいみえて、どういった方がなってみえて、直接委託業者の方の連絡で動いているということの様ですけれども、例えば民生委員と協力をする等そういうところまでは考えてみえないでしょうか。その辺りをお教えいただけますか。

【高齢者支援課担当監】

協力員の方につきましては、お一人の利用者さんに三人の協力員の方を登録していただきと申請の時にお願いをしております。協力員の方はすぐに駆け付けが必要になりますので、できるだけ近隣の方をお願いをさせていただいております。親族が近くにお見えでない場合はお隣の方やご友人、また、民生委員さんや自治会長さんをお願いをさせていただく場合もあります。ですので協力員の方の数はご利用の方の3倍と考えていただければと思います。中には民生委員さんをお願いするケースというのもたくさんあると思います。また、この頃は親族の方が近くにいらっしゃらないというケースが多く、協力員の方がなかなかいらっしゃらないというケースがあります。こちらとしては3人お願いしているのですが、

どうしても協力員がいないので1~2名の登録ということも多い状況でございます。

【委員】

ありがとうございました。

【会長】

他にはいかがでしょうか。このようなシステムは他市では導入をされて一般的になっているものなのでしょうか。

【高齢者支援課担当監】

他市でも取り組んでおられて、機械や業者さんもたくさんありますので、その市によって利用しているものが違います。市の方でこの制度を利用していただけない方でも個人契約というものがありますので、実費がかかりますけれども個人契約をされている方もいらっしゃいますのでその方は松阪市とは違う機器を利用されていることもあると思います。銀行にいくとポスターが貼ってあって、こういう機器がありますよということも見かけますので、おそらく数種類あるかと思います。

【委員】

所得制限に引っかかる方は個人契約になっている人もいるということですね。

【高齢者支援課担当監】

そうですね。松阪市の方に申請いただいて、課税世帯でありましたらお使いいただけないので、その場合は、委託業者を紹介させていただいております。

【会長】

家族が遠方にいればこのような形で一人暮らしの親を見てほしいというご要望もあるでしょうね。

【高齢者支援課担当監】

そうですね。子どもさんの方からのご要望もあります。やはりつけていると安心というテレビでもやっていますので。

【会長】

昔は民生委員の方々が社協さんから頼まれていろんな意味で地域を見守って、巡回していただいて、子どもから大人までいろんな事案をお世話いただいているというイメージだったのですが、今はどんどん変わっていったということですね。

【委員】

やはり民生委員だけでは現実的にとっても追いつく話ではないですね。四六時中一人暮らしのお年寄りの見守りをできるわけでもありませんね。ですので色々な仕組みでフォローしていただければ活動しやすいということになります。

【会長】

年間 700、月平均 60 件ということは結構ご利用があるのだなと改めて思いました。皆さま他にはいかがでしょうか。ありがとうございます。それでは高齢者の人権につきましてはこれで終わりにしたいと思います。それでは、5 番目の障がいのある人の人権について学校支援課さんの方からお願いいたします。74 ページをご覧ください。

【学校支援課長】

よろしくお願いたします。74 ページをご覧ください。特別支援教育の推進につきましては適切な合理的配慮ということではいわれると思いますが、一人ひとりの障がいの特性であったり、あるいは教育的ニーズを把握したりして適切な支援・指導を行うということが今求められております。具体的な部分としましては、例えば小中学校の通常学級に係る比較的軽度な障がいのある児童生徒に対しては通級指導教室という形で学習障害や ADHD などの軽度なものにつきましては例えば第一小学校にすずかぜ教室というものがございます。あるいは言語機能や難聴については第二小学校にありますことばの教室、あるいは中学校の方では情緒障がいの子どもを対象ということで殿町中学校の方にステップ教室というものを置いて通級指導という形で支援を行っております。それ以外の部分で記載がありますけれども、学校生活アシスタントということで子どもたちに特別な支援が必要な子どもたちのその子に応じた形で支援するような形でサポートをしております。特に学校生活を円滑に例えば授業中に飛び出してしまうような子がいたりとか、あるいは特別支援学級にいてサポートがどうしても必要な子を支援したりするものが学校生活アシスタントと言われるものでございます。もう一つがメディカルサポートアシスタントということで、メディカルとあるように例えば吸痰やおしっこなど医療行為を専門で行うこと学校教員ではできませんので、そういった児童というのは看護師などの専門資格を有した方になります。基本的な形としましては医療行為が必要な子どもというのは特別支援学校というのもございます。例えば支援学校にも知的をはじめ色々ありますけれども就学に際しましては子どもたちが特別配慮がいるということの就学先ということで専門の医療の先生も入っていただいて就学の審査をする会議を行っています。そこでその子が特別支援学校に行くのがふさわしいのか、地域の学校の支援学級に行くのがふさわしいのか、通常学級で生活しながら先ほどの通級指導に行くのがふさわしいのかを決めます。ただ最終的に保護者の方が判断をされてその子に応じた支援を行っていくという形になっております。74 ページをご覧ください

い。令和元年度のアシスタントさんを93人に増やしていただいております。これは市長と教育長の方が市内小中学校のすべてを回り保護者の声を聞いていただいて、ニーズが高いということで特別枠で19人認めていただいております。現状としますとそういう相談が非常に多いという現状があってまだまだ追いつかないぐらいの状況ではありますけれども、特に子どもたちの日常生活の中で二次災害が起こってはいけませんのでそういった適切な処置といった形をとっております。それから、委員の方からご質問いただきましたが、メディカルサポートアシスタントがなぜ3人に減ってしまったのかということですが、先ほど申しました就学支援委員会の方で検討を図ります。特に来年入学してくる子で医療行為が必要な子が当初4人上がってきていました。協議をする中でその子は通常学級ではなく支援学校の方に行くということで支援が必要でなくなりました。メディカルサポートアシスタントというのは支援学校ではなくて地域の学校へ行く子に対して医療行為が必要な子ということになりますので、なかなか学校といたしましてもご覧いただきました通り、本年度3名から6名になっております。現在松阪市内の小中学校に6人の医療行為が必要な子がいます。その子には医療の資格を持った方がついてサポートをしてもらっている現状ですが、メディカルサポートアシスタントは専門的で端的に言えば看護師の資格を持った方でなかなか人的確保が難しいといった現状がある中で子どもたちが保護者が希望する学校で快適にといいところの中でサポートしていかなければならないという部分ですので医師会の方から3人というのが就学支援委員会の結果、支援学校に行かれるということで3人という形になりましたということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

【会長】

ありがとうございました。この件につきまして何かご質問等ありますか。

【委員】

お伺いしたいのですが、学校生活アシスタントのお仕事ですが、これはどのような方がなれるのかということと何か資格がいるのかを教えてください。

【学校支援課長】

ありがとうございます。資格等は必要ありません。カウンセラーさんやハートケア相談員さんのように資格を持った方という訳ではなく、保護者の立場で学校生活の子どもに対して寄り添ってもらえる方ということで資格等は特に求めておりません。ただ、面接をさせていただいて、例えば、子どもが飛び出してしまったときにどう対応すればいいのか、あるいは、学校の中には個人情報がありますのでその中でお願いできる人なのか、教員と連携を取れるのかというあたりのことを確認させていただいております。スキルアップというところも必要ですので、年間2、3回集まっております。研修会を開催させていただいております。

ます。

【委員】

人は集まりますか。

【学校支援課長】

そこが課題でもあります。74 ページをご覧くださいますと 1 億円を超えています。これは破格な部分でもありまして、ほぼほぼ人件費であります。ニーズとしては高いですが、予算としては厳しい現状でございますので、特別支援学級にいる子には優先的に配置をしています。育ちサポート室に指導主事がおりますので、そういった方と学校訪問で回っていただいて、申し訳ないんですけど、この子の方が重いねということで優先順位をつけて人数の割り当てをしております。ただ、年度が始まって転校生などがあれば必要に応じて随時人数を増やして対応をしておりますが、なかなか余裕があるという状態ではございません。

【委員】

ありがとうございました。

【委員】

もう一つ教えてほしいのですが、学校生活アシスタントは特別支援学校に入っていないといけないのですか、通常学級でも飛び出す子があるかもしれません、通常学級でも良いのですか。

【学校支援課長】

ありがとうございます。先ほど申しました通り、本年度は 93 人ですがそれがすべてカバーできているかと言われるとそうではありません。優先するのは特別支援学級です。そこには知的障がい等の児童・生徒がいますが、その子たちが例えば教室を飛び出していくという危険を伴うことを防がないといけないので、その子には最優先につけます。ただ、通常学級のクラスの中でも就学支援委員会でかけたように、本来であれば特別支援学校に行った方が良いと判断された子も通常学級にいます。ですので、日常の観察の中で当然学校としても複数の教員でカバーしますが、なかなか先生方も余裕がありませんので学校からのアシスタントに対するニーズは高いです。ですので、通常学級にもアシスタントがついていることはあります。学校の規模にもよりますが、当然一つの学校に偏りがあるわけではありませんので市内に 47 の小中学校がありますが、ニーズが高くなっている現状でございます。

【委員】

ありがとうございます。

【会長】

他にはいかがでしょうか。子育て支援の活動をされているということでしたけれど、例えば子どもたちの支援であれば関心をもっていただいて、ご協力をしていただけそうな人は松阪市内にけっこういらっしゃるのでしょうか。

【委員】

お声かけが必要になってくると思います。子育てがちょっと落ち着いた方、また、子育て中のお母さんでもお子さんが小学校中学校に行かれています間にお仕事をしたいと言われている方を吸い上げてお願いするということもあろうかと思います。

【会長】

この方々の活動時間はフルタイムですか。

【学校支援課長】

求人についてはハローワークさんを通じてであったり、例えば、まだ子どもが在籍している子どもが通っている学校区は避けますが、通勤距離の関係であったり、扶養家族の関係で年間 130 万円を超えないように調整したり、その人の実情に合わせて、土曜授業もあったりしますが、週 5 日の勤務での活動時間ということになります。基本的には 8 時 30 分から 15 時という縛りにはなるのですが、学校としては 15 時 30 分までですので、30 分の空白の時間はありますが、休み時間であったり授業であったり給食の時間であったりというような部分の中で学校によっては複数のアシスタントが入るということもありますので、曜日であるアシスタントの方は週 3 日という人もおみえです。あるいは週 5 日なのですが、掛け持ちで回っていただいているという方もおみえです。ですので、勤務形態についてはアシスタントの方とやり取りしながらやりくりしているという状況です。

【会長】

ありがとうございます。せっかく子育ての活動をしていただいている方もいらっしゃいますので、いろいろ協力していただいて多くの方にご支援いただけたらありがたいなと思います。一つだけ私からもよろしいでしょうか。最近特別支援学級の方に外国人の方々が増えているとお聞きしていますが、もちろん言葉の面もありますが、学校生活アシスタントさんの方でご支援いただいているのでしょうか。

【学校支援課長】

ありがとうございます。おっしゃっていただいた通り、松阪の小中で 340 人ほどおります。未就学の子どもについては母語スタッフさんと指導主事に学校を回ってもらって、本来

学校に行かなければならない子が行っていないということがないように調査しております。市内では一人だけ該当しておりますが保護者と話しをしていってもらうように進めております。外国籍の方が4月1日にやってくるということではありませんので、年度途中ということで子ども支援研究センターの方でいっぽ教室ということで初歩的な指導教室ということで日本語を勉強してそこで修了をしてというような教室をもっています。あるいは、就学前はふたば教室ということで小学校入学に対して練習をしています。いっぽの方は修了生が400人を超えております。いっぽの方は140、150を超えているくらいです。ほぼほぼタガログの言葉が多いのですが、おっしゃっていただいた通り中国、ベトナムなど多言語化というような部分も進んできているという現状もありますので、母語スタッフさんという形で日本語の指導員とは別に学校に戻ってから、例えば懇談や相談といった形でそちらの方から派遣しているという形をとっています。学習についてはJSLという取り出してというスタイルをモデル校を作り出して特に多い学校もありますので、そのモデル校は6校ほど作って拠点校という形ではしておりますけれどもご指摘いただきました通り外国籍児童は今後もますます増えてくる状況の中でいっぽ教室でまず初期的な日本語やカリキュラムをやって、それが午前中ですので、終わってから在籍の学校に戻って、そこで取り出しの授業をするような形です。

【会長】

ありがとうございます。この件につきまして、他に何かありますでしょうか。

【委員】

いろんな状況で色んなお子さんがいる中で良く対応していただいているなどと思い、とても感謝しております。

【会長】

私が話す外国人のことばかりですが、この間テレビで放映があったのですが松阪市の未就学の子が一人見つかって何回も通っていただいて、学校に行けるようになりました。そのことがネットで流れるのですが、子どものころに書いてあったタイトルが「先生見つけてくれてありがとう」でした。私はジーンとききました。本当は行きたいけれども家庭の事情で、親が行かなくても良いと言ったら行けないですが、それを何回も足を運んでいただいて、学校に行ける状況に導いていただいたのは皆さまのおかげだと思います。ありがとうございました。他にはよろしかったでしょうか。

それではそろそろお約束の16時という時間がまいりましたので、(5)の障がいのある人の人権まで終わりました。残りました労働者の人権、さまざまな人権問題、今日ご欠席の同和問題、女性の人権の4つについて、申し訳ありませんが、12月26日に第2回目をご用意いただいておりますので、そちらの方でご検証いただけたらなと思います。今日は長時間に

なりましたけれども、皆さま貴重なご意見をいただきありがとうございました。それから、担当課の皆さまもお忙しい中ありがとうございました。委員の皆さまの方から色々ご意見があったと思いますが、今後の取り組みの中に反映していただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは第 1 回はこれで終わらせていただいてよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは事務局の方にお返しいたします。

【人権担当主幹】

長時間に渡りご審議いただきありがとうございます。次回のご案内をさせていただきます。次回は 12 月 26 日木曜日になります。お時間の方が 10 時からで場所は議会棟第 3、第 4 委員会室になります。次回は評価検証修了後に事項書 2 番にあります人権施策行動計画の見直しというところもお願いしたいと思っております。次回はお配りした人権施策行動計画（案）をお持ちいただきますようお願いいたします。人権施策行動計画（案）につきましてはご一読いただき、ご意見がございましたらお配りしております事前質問票を人権・男女共同参画課までご提出いただきますようお願いいたします。以上です。

【会長】

ありがとうございます。皆さま寒くなってきましたのでお気をつけてお帰り下さい。